



2026 年8月 10 日

各位

会 社 名	新光商事株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 小川 達哉 (コード番号 8141 東証プライム市場)
問 合 せ 先	常務取締役 一色 修志
電 話 番 号	(TEL. 03-6361-8111)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2026 年 10 月上旬を目途に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026 年8月 25 日(火曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 公告日:2026 年8月 10 日(月曜日)

(2) 基準日:2026 年8月 25 日(火曜日)

(3) 公告方法:電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.shinko-sj.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が 2026 年5月 15 日付で公表いたしました「加賀電子株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」(2026 年6月 26 日付で公表いたしました「(変更)「加賀電子株式会社による当社株式に対する公開買付けに関するお知らせ」の一部変更について」、2026 年7月 14 日付で公表いたしました「(変更)「加賀電子株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」の一部変更について」及び 2026 年7月 17 日付で公表いたしました「(変更)「加賀電子株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含みます。)においてお知らせいたしましたとおり、加賀電子株式会社(以下「公開買付者」といいます。))が、2026 年5月 18 日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の全て(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式(当社の「従業員株式給付信託(J-ESOP)」及び「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を含めておりません。)を除きます。以下同じです。)に対する公開買付けの結果、公開買付者が当社株式の全てを取得するに至らなかったため、当社は、公開買付者の要請により、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。)第 180 条に基づき、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

以上